

### 3. 「障害者アート」を推進するための具体的方策

これまで、「障害者アート」を取り巻く環境や推進する意義について見てきたが、実際に「障害者アート」を推進していくには、どうすればよいのだろうか。以下では、具体的な方策として考えられるものについて、四つの視点から述べる。

#### (1) 芸術としての「障害者アート」

「障害者アート」に対する認識は、昨今広がりを増しているところはあるが、美術界における関心は、必ずしも高いとは言えない。今後は、専門家間での理解増進を図るとともに、芸術性の観点から検証が行われる必要がある。

##### i ) 作品の収集・収蔵状況の調査研究

第一歩として、学芸員や研究者などしかるべき専門家が、日本各地の博物館・美術館、さらには社会福祉施設等における「障害者アート」の作品の収集・保存状況に関し調査するとともに、優れた作品とその作り手の所在を確認することや、そのためのネットワークづくりが重要である。

##### ii ) 美術館の学芸員等との連携の促進

優れた作品の収集・保存に直接あたる学芸員や他の美術館・博物館等の職員などを対象としたセミナーやシンポジウムを開催することも有意義である。収蔵品の選定に携わる専門家の理解を深めることで、将来的に、美術館・博物館等が「障害者アート」の収集に積極的に取り組んでいくことが期待される。

##### iii) 大学・大学院等における人材育成

「障害者アート」に理解のある学芸員を育てるためには、学芸員育成に主要な役割を果たす大学に期待するところも大きい。例えば、学芸員養成課程の中で「障害者アート」を含めたより幅の広い芸術の評価等に関しても取り上げることができれば、学生の「障害者アート」に対する認識が高まる同時に、更なる興味・関心を呼び起こすことにもつながる。

芸術系大学の学生・教員は、我が国の芸術文化を第一線で担っていくことが期待される人材である。これらの学生や教員向けに、例えば障害者アートをテーマとしたフォーラムなどを開催することにより、芸術家中でも「障害者アート」に対する認識が高まり、理解を持つ芸術の専門家が増えてくるものと考えられる。また、芸術系大学の学生・教員が特別支援学校における芸術教育に参加する枠組みを設定するなどの取組は、特別支援学校における芸術教育の推進に資するのみならず、芸術界におけるこうした認識を高め、理解を広めるものである。さらに、このようにして芸術系大学の学生や教員の中で「障害者アート」に対する理解が広がることは、新しい美術の概念を生み出すことになる可能性もある。

その他の大学・大学院等においても、文化政策学や博物館学、アートマネージメント等の講座や課程の中で、「障害者アート」を取り上げることに関し、前向きに検討されることを望みたい。

## (2)普及啓発・鑑賞機会の拡充

専門家だけでなく、一般の人々にも「障害者アート」に対する理解を深めてもらうことが「障害者アート」推進にとって重要であることは言うまでもない。そのためには、障害者による作品を展示する美術館等が増え、一般の人々にも「障害者アート」の優れた作品を鑑賞する機会を多く提供することが必要である。

### i)「障害者アート」展示への支援

「障害者アート」の展示については、美術館の企画展のほか、NPO等の自発的取組が活発化しており、また企業がメセナ活動としてこれらを企画・支援することも増えてきている。国や独立行政法人日本芸術文化振興会などの機関が、積極的に「障害者アート」の展示に取り組む美術館等を支援することにより、鑑賞機会の拡大が図られる必要がある。

### ii)国の庁舎等における展示

文部科学省・文化庁や厚生労働省といった関係の深い国の機関が、進んで鑑賞の機会を提供することも必要である。文部科学省にはその取り扱う施策の紹介や催し物に利用できる「情報ひろば」が設けられており、厚生労働省においても様々な人々が出入りする場所を活用して「障害者アート」の作品を展示すれば、庁舎を訪れる人々の認知度を高め、興味を喚起することになる。

### iii)国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の活用

大規模な催し物の場を利用することができる。文化庁では国民文化祭、厚生労働省では全国障害者芸術・文化祭をそれぞれ、各都道府県の持ち回りで毎年開催している。国民文化祭は、全国各地から様々な分野の文化活動を行っている人々が集い交流する、国内最大の文化芸術の祭典である。一方、全国障害者芸術・文化祭は、障害者の芸術・文化活動の発表を通じて障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図り、国民の障害者への理解を促進することを目的として開催される、障害者が主体の芸術文化イベントである。両者を例えば、オリンピックとパラリンピックのように連携させることで、「障害者アート」への理解を飛躍的に高めることができよう。おりしもこれらの祭典は、平成21年度にはともに静岡県で開催されることが決定しており、それ以降も同様な連携が図られれば、大きな効果が期待できる。

### iv)シンポジウム等を活用した本とりまとめの周知

本とりまとめについて広く周知を図ることも必要である。地方自治体や芸術系の大学、美術館や関係団体への配布、または「障害者アート」をテーマにしたシンポジウムやセミナーの中で紹介するなど、多くの人々に本とりまとめが読まれることを望みたい。また、美術や文化政策、博物館等に関する学会等に対しても本とりまとめを広く周知し、我が国で「障害者アート」に関する学問的な広がりや研究の進展が図られるとともに、各分野で理解者が増加することを期待したい。

## (3)福祉の場における芸術活動の支援

障害のある人たちの優れた作品を奨励していくことは、一般の社会に障害者アートに対する関心を喚起し、裾野を広げることになる。あわせて、障害のある人たちが芸術創造活動を通じて自己表現を